

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

告 示

- 放置自転車等の撤去および保管について（第225号） …… 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第226号） …… 2
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第227号） …… 2
- 秋田市議会定例会の招集について（第228号） …… 2
- 平成22年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第229号） …… 2
- 差押解除通知書の公示送達について（第230号） …… 3
- 平成22年度分国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第231号） …… 3
- 地縁団体の認可について（第232号） …… 3
- 納税通知書の公示送達について（第233号） …… 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第234号） …… 3
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第235号） …… 4
- 交付要求通知書の公示送達について（第236号） …… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第237号） …… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第238号） …… 4
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第239号） …… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第240号） …… 4
- 市税督促状の公示送達について（第241号） …… 5
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第242号） …… 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第13号） …… 5

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第34号） …… 5
- 投票区の変更について（第35号） …… 5

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号） …… 5

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第60号） …… 5
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第61号） …… 6
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第62号） …… 6

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第63号） …… 6
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第64号） …… 6
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第65号） …… 6
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第66号） …… 6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第67号） …… 6
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第68号） …… 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第69号） …… 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第70号） …… 7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第71号） …… 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第72号） …… 7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第73号） …… 7
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第74号） …… 7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第75号） …… 8
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第76号） …… 8

公 告

- 差押財産の公売について …… 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について …… 9
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について …… 9
- 平成22年度ポリオ予防接種の実施について …… 9
- 農用地利用集積計画の策定について …… 10

教 委 公 告

- 平成23年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について …… 10
- 平成23年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について …… 10

選 管 公 告

- 檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について …… 10
- 裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について …… 11

上 下 水 道 局 公 告

- 入札参加希望者の公募について …… 11
- 入札参加希望者の公募について …… 11
- 入札参加希望者の公募について …… 12
- 入札参加希望者の公募について …… 13
- 入札参加資格の申請の受付について …… 14
- 入札参加希望者の公募について …… 15
- 入札参加希望者の公募について …… 16
- 受益者負担金の賦課対象区域について …… 17

告 示

秋田市告示第225号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 28台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成22年8月2日から平成22年8月13日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成22年9月15日から平成23年3月15日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
- 秋田市東通仲町4番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第226号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において、平成22年9月1日から平成22年9月15日まで縦覧に供する。

平成22年9月1日

秋田市長 穂 積 志

道路の種類	路線名および区間	延長(m)	指定の部分
1級市道	秋田環状1号線 自 秋田市中通二丁目188番地先 至 秋田市中通二丁目200番地先	180	上下線

1級市道	川尻広面線 自 秋田市山王五丁目35番地先 至 秋田市山王五丁目138番地先	600	上下線
------	--	-----	-----

※指定区間の地番表示は、道路の起点から終点に向かって左側境界の敷地地番

秋田市告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ナイトヘルパーステーション日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	平成22年7月1日
認知症デイサービス日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	平成22年7月1日
小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	平成22年7月1日
城東歯科クリニック	秋田市東通二丁目1番17号	平成22年5月15日
小規模多機能ホームふきのとう	秋田市濁川字家ノ前113番	平成22年5月1日
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番22号	平成22年7月12日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
特別養護老人ホーム高清水寿光園	秋田市寺内字焼山125番地2	秋田市寺内後城6番41号	平成15年10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ホームヘルプサービスふきのとう	秋田市濁川字家ノ前113番	平成20年8月31日
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番17号	平成22年7月11日

秋田市告示第228号

平成22年9月9日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成22年9月2日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第229号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達でき

なかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
神奈川県川崎市川崎区浅田一丁目4番2号
小 野 キ ヌ
- 2 送達する書類
平成22年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第230号

次の差押解除通知書は、事務所が閉鎖され代表者の居所も不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押解除通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目4-8
東和レジスター販売 株式会社 秋田店
- 2 送達する書類名
差押解除通知書 1通

秋田市告示第231号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第232号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
中野上町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
 - (2) 地域生活環境の改善および向上に関すること。
 - (3) 会員相互の親睦および文化教養に関すること。
 - (4) 会員の福利厚生に関すること。

- (5) 公民館の維持管理に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田市下新城の中野字街道端西1番地から48番地の一部および同市下新城の中野字琵琶沼2番地から397番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、秋田市下新城の中野字街道端西29番地5に置く。

5 代表者の氏名及び住所

船 川 昭 男
秋田市下新城の中野字琵琶沼262番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成22年9月9日

秋田市告示第233号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市大町一丁目7番7号 プレント ホリデー
- 2 送達すべき書類の名称
平成22年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第234号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成22年9月14日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
河合 秀哉	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由
武藤 達士	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由
引地堅太郎	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由

高野 大樹	秋田県立脳血管研究センター	神経内科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
大井 剛太	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由
富手 貴教	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由
青沼 宏	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由
小山田 遵	秋田大学医学部附属病院	小児科	心臓機能障害
佐々木香奈	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由
高橋陽一郎	秋田赤十字病院	循環器内科	心臓機能障害

秋田市告示第235号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度第9期および平成22年度1期国民健康保険税督促状

秋田市告示第236号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市新屋日吉町11番7号
加 藤 健 一
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第237号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年9月16日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	開設者の名称および氏名	指定辞退年月日
第124号	青山薬局 秋田駅トピコ店	有限会社ネオユニバース 代表取締役 後 藤 孝 洋	平成22年 2月28日

秋田市告示第238号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年9月22日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	開設者の名称および氏名	指定辞退年月日
第134号	いな穂調剤薬局	株式会社トップオブビュー 代表取締役 加賀谷 誠	平成22年 7月31日

秋田市告示第239号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度介護保険料納入通知書
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第240号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年9月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 21台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年8月16日から平成22年8月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年10月8日から平成23年4月8日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第241号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年9月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度市税督促状
平成22年度市税督促状

秋田市告示第242号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年9月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
第151号	調剤薬局 ツルハドラッグ 秋田広面北店	秋田市広面字蓮 沼94番地1	平成22年 10月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成22年9月29日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年9月24日

秋田市教育委員会
委員長 藤 井 正 人

付議案件
教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成22年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 50分の1の数 5,355人
- 2 3分の1の数 89,247人

秋市選管告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年9月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

投票区名	区 域
秋田市第93投票区 （砂子淵公民館）	河辺三内字柳台を加える。

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成22年9月16日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成22年度第6号）に関する件
- 3 競（公）売等適格証明申請に関する件（1件）
- 4 平成23年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第60号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
嵯 峨 水 道 ポンプ工業所	嵯峨隆一郎	秋田市河辺和田字和田92番地

2 廃止年月日

平成19年 3 月31日

秋田市上下水道局告示第61号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
嵯 峨 水 道 ポンプ工業所	嵯峨隆一郎	秋田市河辺和田字和田92番地

2 廃止年月日

平成19年 3 月31日

秋田市上下水道局告示第62号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
ラ イ フ 住 設 サ ー ビ ス	佐藤 忠治	秋田市川尻上野町2番8号

2 廃止年月日

平成22年 4 月30日

秋田市上下水道局告示第63号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
松 村 水 道 サ ー ビ ス	松村 栄康	秋田市濁川字堀尾田58番地5

2 指定年月日

平成22年 9 月 9 日

秋田市上下水道局告示第64号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成22年 9 月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
松 村 水 道 サ ー ビ ス	松村 栄康	秋田市濁川字堀尾田58番地5

2 指定年月日

平成22年 9 月 9 日

秋田市上下水道局告示第65号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
平 和 シ ス テ ム 有 限 会 社	加藤 敦	秋田市山王臨海町4番6号

2 廃止年月日

平成22年 9 月13日

秋田市上下水道局告示第66号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9 月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社アクティ ソリューション	藤原 秀悦	秋田市広面字蓮沼79番地3

2 廃止年月日

平成22年 8 月31日

秋田市上下水道局告示第67号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9 月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
株式会社アクティ ソリューション	藤原 秀悦	秋田市広面字蓮沼79番 地3

- 2 廃止年月日
平成22年 8月31日

秋田市上下水道局告示第68号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 田 口 建 設	田口 悟	秋田市河辺赤平字田中155 番地

- 2 廃止年月日
平成22年 3月31日

秋田市上下水道局告示第69号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 諸 井 建 設	長谷部拓磨	秋田市河辺諸井字上諸井11 番地

- 2 廃止年月日
平成18年11月 9日

秋田市上下水道局告示第70号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 管 オ オ タ ミ	加藤 則明	秋田市濁川字蟹子沢60番地

- 2 廃止年月日
平成22年 8月17日

秋田市上下水道局告示第71号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の

規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9月22日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 管 オ オ タ ミ	加藤 則明	秋田市濁川字蟹子沢60番地

- 2 廃止年月日
平成22年 8月17日

秋田市上下水道局告示第72号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
立 建 工 業 株 式 会 社	加藤 正則	秋田市茨島二丁目 8 番30号

- 2 廃止年月日
平成21年 3月18日

秋田市上下水道局告示第73号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業業者の廃止

指定工事業業者	代表者	所 在 地
立 建 工 業 株 式 会 社	加藤 正則	秋田市茨島二丁目 8 番30号

- 2 廃止年月日
平成21年 3月18日

秋田市上下水道局告示第74号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成22年 9月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事業業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 東 北 商 事	田口 成美	大仙市泉町 4 番28号

2 廃止年月日
平成22年 5月31日

秋田市上下水道局告示第75号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成22年 9月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 東 北 商 事	田口 成美	大仙市泉町 4 番28号

2 廃止年月日
平成22年 5月31日

秋田市上下水道局告示第76号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9月30日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成22年10月15日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番 8号
- 7 縦覧の期間
平成22年10月 1日から平成22年10月14日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで）

公 告

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年 9月 1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
 - (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
 - (2) 公売保証金 4,700,000円
 - (3) 見 積 価 額 46,600,000円
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成22年 9月 9日(木)午後 1時から平成22年 9月22日(水)午後 11時まで
 - (2) 入札期間
平成22年 9月28日(火)午後 1時から平成22年10月 5日(火)午後 1時まで
 - (3) 開札
平成22年10月 5日(火) 午後 1時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成22年10月12日(火) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1番 1号 秋田市財政部納税課
- 7 買受代金納付期限
平成22年10月18日(月) 午後 2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税の取扱い
土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価格にすでに消費税相当額を含んでいる。
- 14 公売保証金
入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。
- 15 その他
 - (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
 - (2) 入札は、入札期間中に 1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
 - (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。

- (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の2階は事務所として1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
- (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
- (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月14日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 東日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役 清 野 智
 住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
 イ 氏 名 秋田ステーションビル株式会社
 代表取締役 成 田 俊 二
 住 所 秋田県秋田市中通七丁目1番2号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田駅ビル
 所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番2号

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 変更前 2,922㎡
 変更後 2,868㎡

- (4) 変更年月日 平成23年4月1日

2 届出年月日 平成22年9月1日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成22年9月14日から平成23年1月14日まで

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成22年10月13日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成22年9月14日

秋田市長 穂 積 志

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成22年9月14日

至 平成22年10月13日

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う平成22年度ポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成22年9月16日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを41日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	10月5日 10月6日 10月14日 10月22日 10月26日 10月29日
土 崎 支 所	10月8日
土 崎 公 民 館	10月19日
東 部 公 民 館	10月21日
西部市民サービスセンター	10月1日 10月13日
御野場地域センター	10月15日 10月27日
河辺総合福祉交流センター	10月20日
雄 和 公 民 館	10月7日
秋田赤十字乳児院	10月28日

※ ただし、秋田赤十字乳児院は、施設入所者に限る。

5 予防接種を受けることができない者

- (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
 - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められているもの
 - (3) 明らかな発熱を呈している者
 - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (6) 下痢をしている者
 - (7) BCG、麻しん、風しん、おたふくかぜおよび水痘の予防接種を受けた後、27日以上の間隔を置いていない者
 - (8) 上記以外の予防接種を受けた後、6日以上の間隔を置いていない者
 - (9) その他医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

- (2) 予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無 料

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成22年9月28日から同年10月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成23年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成22年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 藤 井 正 人

- 1 選抜の種類
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 2 入学願書の提出期間および提出先
 - (1) 提出期間
ア 前期選抜 平成23年1月17日(月)から同月19日(水)まで
イ 一般選抜 平成23年2月15日(火)から同月17日(木)まで
 - (2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長とする。
- 3 入学検定料 2,200円
- 4 入学志願者検査日
 - (1) 前期選抜 平成23年2月1日(火) 面接
 - (2) 一般選抜 平成23年3月8日(火) 学力検査および面接
ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
イ 面 接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- 5 出願資格
 - (1) 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成23年3月に卒業する見込みの者で、「平成23年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者
 - (2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者

- ア 中学校もしくはこれに準ずる学校を平成23年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
 - イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- 6 募集する学科名および募集人員
 - (1) 学 科 名 商業科
 - (2) 募集人員 男女 240名
 - 7 合格者の発表
 - (1) 前期選抜 平成23年2月8日(火)
 - (2) 一般選抜 平成23年3月15日(火)
 - 8 その他
入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「平成23年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

平成23年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成22年9月30日

秋田市教育委員会
委員長 藤 井 正 人

- 1 入学願書の提出期間および提出先
 - (1) 提出期間
平成22年11月16日(火)から平成22年11月19日(金)まで
 - (2) 提出先
秋田市立御所野学院中学校長とする。
- 2 出願資格
平成23年3月に小学校の課程を修了見込みで、秋田市内在住者又は在住予定者
- 3 募集人員
40名（秋田市立御所野小学校通学区域在住者又は在住予定者を除く。）
- 4 入学予定者選考の実施期日等
 - (1) 実施期日 平成22年12月11日(土)
 - (2) 内容 作文および面接
- 5 選考結果の通知 平成22年12月22日(水)
- 6 その他
入学者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成23年度秋田市立御所野学院中学校入学者決定要項」によるものとする。

選 管 公 告

秋田市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年9月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 巽

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成22年9月17日(金) 午後4時

秋田市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年9月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成22年9月17日(金) 午後4時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年9月3日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第14号	超音波流量計購入	秋田市上下水道局内 (川尻みよし町14番8号)	平成23年 1月21日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年9月22日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成22年9月24日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第121号 生活排水処理整備基本構想見	河辺神内字神内 地内ほか	平成23年1月31日	次の①から③の要件をすべて満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること又は秋田市内に本

問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月14日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年9月3日(金)から平成22年9月14日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年9月17日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年9月3日(金)から平成22年9月21日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年9月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

直し業務委託		市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市財政部契約課に土木関係建設コンサルタント業務下水道部門で登録されていること。 ③ 公共下水道の管渠設計および公共下水道の事業計画認可業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)
--------	--	---

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - オ 技術士(上下水道部門、選択科目は下水道分野)の資格を有する者を管理技術者および照査技術者として、それぞれ配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年9月28日(火) 午前10時30分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成22年9月30日(木)
 注 意 事 項

- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月21日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(様式中

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修 繕 名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第26号	新屋ポンプ場搬出入用防火	秋田市新屋元町1番2号	平成22年12月1日	建具工事A級

「工事」を「業務」と読み替える(省略)。(資格者証の写しを添付の上、管理技術者と照査技術者それぞれについて提出すること。)

- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成22年9月10日(金)から平成22年9月21日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年9月24日(金)に通知する。

5 設計書および特記仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年9月10日(金)から平成22年9月27日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成22年9月10日
 秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

戸修繕		(基本的要件については、別に記載)
-----	--	-------------------

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で「建具工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から建具工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - カ 資格を有する者を、主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成22年10月5日(火) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年10月7日(木)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月28日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札

- 参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 配置予定技術者の資格者証の写し
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年9月10日(金)から平成22年9月28日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月1日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年9月10日(金)から平成22年10月4日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書は、返却しない。
 - (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年9月10日
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	履 行 期 間
単価 第47号	平成22年度被服単価契約 防寒衣（上）購入	秋田市上下水道局	契約日から平成23年3月31日まで
単価 第48号	平成22年度被服単価契約 防寒衣（下）購入		
単価 第49号	平成22年度被服単価契約 防寒長靴購入		

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成22年9月28日(火)
 単価第47号 午前11時
 単価第48号 午前11時15分
 単価第49号 午前11時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館2階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年9月30日(木)
- 入札金額 入札書には、1着、1本および1足当たりの価格を記載すること。
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月21日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という(様式1))を提出すること。
- (2) 申込書の提出
 申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
 申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年9月10日(金)から平成22年9月21日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場

合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年9月24日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成22年9月10日(金)から平成22年9月27日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり八橋終末処理場3系電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成22年9月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 下終末 第5号
- (3) 工事名 八橋終末処理場3系電気設備工事
- (4) 工事場所 秋田市八橋本町六丁目12番15号
- (5) 工事概要 電気設備工事 1式
 建築付帯電気設備工事 1式
- (6) 工事期限 平成23年3月22日(火)
- (7) 予定価格 181,836,000円(消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成22年10月13日(水)
- (9) 契約予定期日 平成22年10月19日(火)
- (10) 注意事項
- ア この入札は、電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。調査基準価格は予定価格(入札書比較価格)に10分の8.5(千円未満切り捨て)を乗じて得た額とし、失格判断基準は適用しない。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は、

無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。

イ 特定建設業の許可（電気工事業）を有すること。

ウ 下水道施設（終末処理場・ポンプ場）の電気工事で、5,000万円以上の元請実績があること。

エ 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上であること。

オ 電気工事に係る資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の電気工事A級に等級格付されていること。

イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が、6年以上あること。

ウ 電気工事に係る資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年9月17日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと（様式3）。）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと（様式4）。）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年9月14日(火)から平成22年9月17日(金)までの午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月5日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。

(4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年10月5日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年10月14日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を手入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号（市役所山王別館1階）
電話 018-863-2581
FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成22年9月14日(火)から平成22年10月6日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 17,380円（設計書1,180円、図面16,200円）（CD-ROM有 1枚 1,000円）

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）により、平成22年10月6日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である（無料）。

(8) 閲覧期間 平成22年9月14日(火)から平成22年10月12日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」（契約課ホームページからダウンロードすること。）を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第29号 高区配水ポンプおよび配管類 取替	秋田市雄和椿川 字小友沢地内	平成23年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 上水道ポンプ設備の施工又は修繕の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者という。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を、主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年10月5日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

入札保証金 免除

契約予定日 平成22年10月7日(木)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年9月28日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))

イ 施工実績調書(別記様式2(省略))および契約書等の写し

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))。資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年9月17日(金)から平成22年9月28日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月1日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年9月17日(金)から平成22年10月4日(日)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年9月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第30号 バタフライ弁整備	外旭川字大堤地 内外6か所	平成23年1月31日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 水道施設工事A級 ② φ400以上の水道用バタフライ弁の設置および点検整備の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を、主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年9月24日(金)から平成22年10月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年10月13日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年10月15日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年10月8日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年9月24日(金)から平成22年10月12日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年10月5日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。
平成22年9月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

飯島川端一丁目、手形字山崎、桜一丁目、濁川字家ノ前、外旭川字大畑の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）